

八戸圏域水道企業団特定建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八戸圏域水道企業団(以下「企業団」という。)が発注する特定の建設工事の施行を目的として結成される共同企業体(以下「共同企業体」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 契約担当者等(八戸圏域水道企業団財務規程(昭和61年八戸圏域水道企業団管理規程第23号)第169条に規定する契約担当者等をいう。第9条において同じ。)は、次に掲げる建設工事について、共同企業体の方法によることができるものとする。

- (1) 設計金額がおおむね1億円以上の建設工事
- (2) 前号に掲げるもののほか、特殊な技術を要する等共同企業体による施工が必要と認められる建設工事

(構成員の要件)

第3条 共同企業体の構成員は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 企業団の競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (2) 発注しようとする建設工事(以下「発注工事」という。)に対応する建設業の許可業種(建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の業種をいう。以下この条において同じ。)について、当該許可を有しての営業年数が5年以上(相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められるときは、3年以上)ある者
- (3) 発注工事を構成する一部の工種を含む建設工事について元請人としての施工実績があり、かつ、発注工事と同種の建設工事の施工実績(下請負人としての実績を含む。)がある者
- (4) 発注工事に対応する建設業の許可業種に関わる監理技術者(建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。)又は国家資格を有する主任技術者(同条第1項に規定する主任技術者をいう。)を配置することができる者
- (5) 当該発注工事に係る他の共同企業体の構成員になっていない者
- (6) その他発注工事ごとに定める要件を満たす者

2 前項第4号に規定する者を配置するときは、工事現場ごとに専任で配置しなければならない。ただし、監理技術者を配置する場合において、監理技術者を補佐する者(建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。)を配置したときは、この限りでない。

(構成員数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、2又は3とする。ただし、発注工事の規模が非常に大きく多

数の工種にわたる等の事由のある建設工事で、技術力及び資本力を特に結集する必要があると認められるものについては、4以上とすることができる。

(結成方法)

第5条 共同企業体の結成方法は、自主結成によるものとする。

(運営形態)

第6条 共同企業体の運営形態は、構成員が一体となって施工する共同施工方式(以下「甲型」という。)とする。ただし、特殊な工事の場合には、構成員がそれぞれ分担して施工する分担施工方式(以下「乙型」という。)を選択することができるものとする。

(出資比率)

第7条 甲型共同企業体の各構成員の出資比率は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める比率以上とする。

- (1) 構成員の数が2の場合 100分の30
- (2) 構成員の数が3の場合 100分の20
- (3) 構成員の数が4以上の場合 各構成員の均等割とした場合の出資比率の100分の60

(代表者)

第8条 甲型共同企業体の代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有する者とし、その出資比率は、構成員のうち最大であるものとする。

2 乙型共同企業体の代表者は、分担工事額が構成員のうち最大の者とする。

(入札参加要件等の決定)

第9条 契約担当者等は、対象工事を共同企業体に発注しようとするときは、次に掲げる事項について、八戸圏域水道企業団請負工事等業者指名審議会に諮り決定するものとする。

- (1) 共同企業体への発注の適否
- (2) 共同企業体の構成
- (3) 入札参加資格に係る要件

(協定書等の提出)

第10条 共同企業体により入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書
- (2) 他の構成員から代表者への委任状

(有効期間)

第11条 共同企業体の有効期間は、入札結果に基づき、企業団が契約を締結した共同企業体(次項において「契約共同体」という。)を除き、当該契約が締結された日に終了するものとする。

2 契約共同体の有効期間は、契約に係る対象工事の完成後3月を経過した日までとする。ただ

し、当該有効期間満了後であっても、当該工事につき契約不適合がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負わなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月20日から施行する。